南幌町告示第８１号

住居表示の実施に伴う町の区域及び名称の変更に係る案を次のように定めたので、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第５条の２第１項の規定により公示する。

令和８年１０月９日

南幌町長　　大　崎　貞　二

１．住居表示を実施する年月日

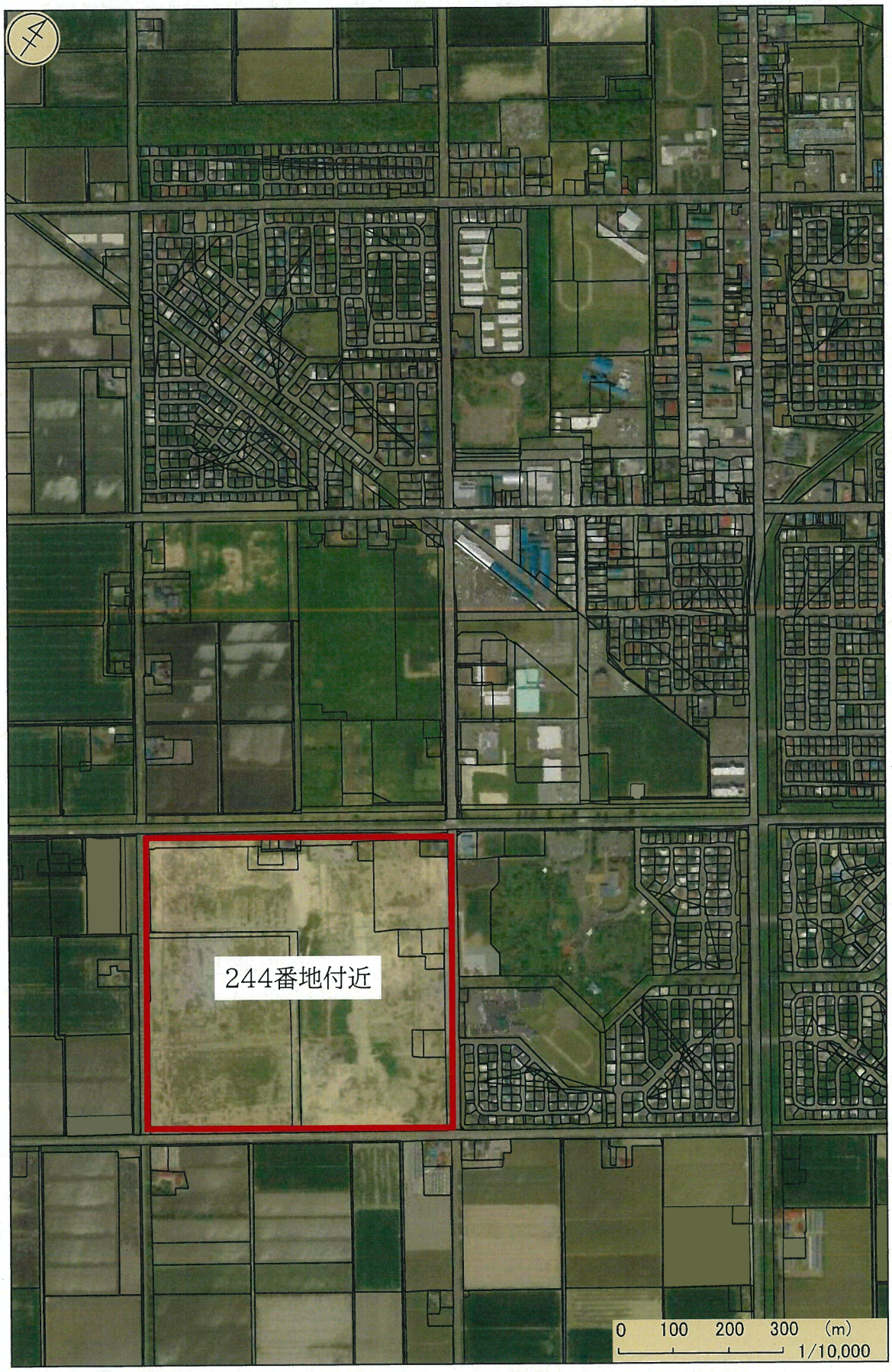
令和９年３月１日

２．住居表示を実施する区域及びその名称

別図その１に示す区域及びその名称を別図その２のように変更する。

なお、この公示された案に係る町名又は字の区域内に住所を有する者で町の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、政令の定めるところにより、町長に対し、公示の日から３０日を経過する日までに、その５０人以上の連署をもって、理由を付して、この案に対する変更の請求をすることができる。

別図その1　現在の土地の表示及びその名称



別図その2　変更後の町の区域及びその名称

